

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 大貫勇一委員、9番 木村俊之委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とい
	たします。ただし、受付番号132号・133号については、農業委員会
	等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案
	件でありますので、審議、採決に際しましては、「 委員」
	の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、
	担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号130号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	100mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号131号では、譲渡人は耕作が難
	しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人
	の自宅から、約200mの場所に位置しております。申請の事由は、
	農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号132号では、譲
	渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請
	農地は、譲受人の自宅から、約400mの場所に位置しております。
	申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号
	133号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行う
	ものです。さきほどご説明しました、受付番号132号の申請農地と
	隣接し、譲受人は同一であります。受付番号134号では、譲渡人は
耕作が難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地2	
筆は、譲受人の自宅から、約400mの範囲に位置しております。申	
請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。受付番号	
135号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行う	
ものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約6kmの場所に位置	
しております。また当該農地の100m近くに譲渡人の耕作地があり	

	<p>ます。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま</p> <p>す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われま</p> <p>す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して</p> <p>いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま</p> <p>す。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号130号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願</p>
8番	<p>受付番号131号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願</p>
7番	<p>受付番号132号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを</p>

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
7番	受付番号133号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
6番	受付番号134号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
5番	受付番号135号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ま

	<p>ずは受付番号130、131号及び134、135号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号130、131号及び134、135号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号130、131号及び134、135号については、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、受付番号132、133号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは受付番号132、133号について、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の受付番号132、133号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による受付番号132、133号の許可申請については、許可することに決定いたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。136号では、駐車場を設けるものです。申請人は、自動車修理工場を営しております。現在所有している駐車場及び周辺農地に物流倉庫を建築する計画があり、代替の駐車場を確保する必要があるため、当該農地を駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、説明の中にありました、物流倉庫の計画につきましては、先月の定</p>

	<p>例会において、ご審議いただき、許可相当との意見を付して県に進達しております。137号では、自己用住宅敷の拡張を設けるものです。申請人は、住まいの隣接地の測量立ち合いの際に、敷地の中に農地があることが判明し、今回改めて農地法の許可を得て、住宅敷拡張としての申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号136号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。私は平成30年6月から父の経営していた自動車修理工場を引き継ぎ、現在に至ります。地域住民の方々や紹介などで多くの自動車修理の依頼を受け、業務も拡張になり、従業員も増えました。数年前に車両の不足したことで私所有の 710㎡ の土地を車両置場として農地転用許可を受けましたが、このたびの倉庫建設事業敷地の一部に係り近隣の方々も協力をするので私も売却することに同意を致しました。よって駐車場敷地が不足するためこのたび私の所有する申請地を駐車場敷地とするために農地転用の申請をする次第です。申請地は私の自宅の隣接で修理工場にも面しており一体として利用できることから大変便利になります。以上申請の理由です。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
1 1 番	<p>受付番号137号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在私は、隣地である申請地と隣地である と 一体で自己用住宅として昭和45年以前より使用してきました。親の代から自己用住宅敷地でしたので、何の疑いもなく利用してきましたが、隣接地の測量で立会いをした際、申請地が農地であることを知り、農地転用の手続きをしなくてはと決意しました。知らなかつ</p>

	<p>たとはいえ、今まで宅地として使用してきてしまい大変申し訳ございません。またこのようなことが無いよう努めてまいりますので、ご許可下さいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号138号から144号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。138号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在実家で暮らしています。家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になったため、自分の住宅の建築を考えました。申請農地は、譲受人の父親が所有する農地で、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、139号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しており、子供も生まれ部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には、学校、大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、140号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考え、併せて通勤に電車を利用しているため、駅に近い土地を探していました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、最寄りの駅まで徒歩5分で行けることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、駅から300m以内</p>

	<p>にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。つづきまして、141号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートに家族で暮らしています。子供も生まれ、手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の家族が所有する農地で実家のそばに位置し、静かで子育てをするのに適した環境であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、142号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、上尾市に事務所を置き、昭和50年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、車による交通の便が良く、需要が見込めることから、今回、住宅2棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして143号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、昭和28年から一般食料品の販売を行っている法人です。現在、 の農場でイチゴを生産しております。昨年、栽培ハウスを増設し、生産が拡大、作業の効率化を図るために、イチゴを集荷する施設が必要となりました。また併せて来園者も増加し、販売所及び待合スペースも必要となりました。申請農地の一部には、現在、一時転用許可済みの農業用施設があり、今回、譲渡人の了解も得られたことから、当該農地のうち、265㎡を農業用施設敷として申請するものです。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。つづきまして144号では、農業用施設を設けるものです。譲受人及び転用の目的は、受付番号143号でご説明しました事業計画と同様であります。また申請農地は143号の申請農地に隣接しております。申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用施設であり、例外として、許可相当になるものと思われます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号138号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在市内にある実家にて生活しており、車2台を保有している状況です。実家での生活を続けてきて、家財道具も徐々に増えていき、現在の間取りでは手狭になってきました。そこで、私の通勤環境の変化を最小限にすることを考慮し、現在の居住地から近く広い土地を市街化区域で探してきましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。また、市街化調整区域の農地以外の土地でも探しましたが、希望に合う土地は見つかりませんでした。そんな折、農地ではありますが父親に相談したところ申請地を借り受けることができるようになり、ここに自己専用住宅を建築したく本申請を致します。申請地は、私の保有する車と来客用を合わせた3台分の駐車場や駐輪場・物置スペース・物干しスペース・入口へのアプローチ・子供の遊び場を確保でき、また既存集落内に存しており、自然環境も良く宅地として適地であります。何卒、私共の事情を理解され御許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号139号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、<input type="text"/>のアパートにて生活をしておりますが、昨年子供が産まれたこともあり現在の住まいでは手狭となってきたため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探しておりました。</p> <p>住宅地の選定に際し、私が<input type="text"/>で妻が<input type="text"/>で教師をしているため、お互いの通勤に便利な羽生市内で、私と妻と来客用で3台以上の駐車スペースが確保できること、幹線道路へのアクセスがよいこと等を条件として土地を探していたところ、今回の申請地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、予定の駐車スペースも確保でき、希望の条件にも合致しているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号140号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち夫婦は のアパートに暮らしておりますが、部屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。私は車の免許を所持していませんので通勤手段は電車のため駅近くの土地を探していました。申請地は東面道路に接しており合併浄化槽後の放流できる用悪水路もあり家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設が近くにあり買い物が便利です。そして最大の理由は、最寄りの駅まで徒歩5分ぐらいで行ける駅近です。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号141号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に居住しております。これからの生活状況のことを考えると現在の住居では手狭なため新居を建築したいと考えましたが、私たちの所有する土地はないため、相談したところ家族が所有する土地に住まいを建てることを快く快諾してくれました。</p> <p>必要最小限面積300㎡以上の土地で不整形または傾斜地でもなく、道路、排水先の整備も整っており、環境も良いこの土地に住宅を建てる計画をいたしました。敷地の分筆に伴い、北西の井戸は農作業で利用しているため、メンテナンス用に車の出入りが必要で空地が必要であり、西と南にある畔から井戸水を供給しているため影響のない範囲で計画いたしました。また、この先も継続利用することで家族へ相談し、敷地設定も行いました。私どもの事情をご理解頂き寛大な処置を受けられますようよろしくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号142号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、現在、上尾市に本社を置き、JR高崎線を中心に長年不動産及び建設業を営んでいます。以前、羽生市内でも建売の販売等を行っていました。最近、羽生市は、ショッピングモールや大きな病院等</p>

	<p>ができ、生活環境が良くなりましたので、また、不動産の営業活動を行いたいと考えました。この度の申請にあたり、同土地を検討した結果、車による交通の便が良く、販売するにも適当なもので、周辺農地に対しても被害を及ぼすものではないと判断しました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
10番	<p>受付番号143号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社では、 にて約1.3haを借受け、 2020年2月よりいちごの栽培を始めました。 への出荷、いちごの直売、いちごの収穫体験を中心に多くの方に利用頂いております。昨年、栽培ハウスを増設し生産量が倍になったことに伴い、現在の集荷・パック詰めスペースが手狭となっており、作業効率の向上が見込めない状況となっております。また、来園されるお客様の増加により、直売所および収穫体験の休憩スペースが昨今の新型コロナウイルス感染症対策の3密の概念から、十分な広さを確保できていない状況となっております。つきましては、現在の作業場を拡張させ、お客様に安心して利用頂ける農園づくりをしたいと考えます。そして、従業員にもより安心して働いて頂ける環境づくりになると考えております。増設に伴う新規従業員の採用により、従業員駐車場が少なくなっていることから、拡張の折には、現在の従業員駐車場も広げると共に、荷物等の搬入路の確保を実施したいと存じます。また、パック詰め等の作業がない夏場については、育苗ハウスとしての利用を計画していることから、現在の鉄骨ハウスを増築することで対応することを申し添えます。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
10番	<p>受付番号144号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社では、 にて約1.3haを借受け、</p>

	<p>2020年2月よりいちごの栽培を始めました。への</p> <p>出荷、いちごの直売、いちごの収穫体験を中心に多くの方に利用頂いております。昨年、栽培ハウスを増設し生産量が倍になったことに伴い、現在の集荷・パック詰めスペースが手狭となってきており、作業効率の向上が見込めない状況となっております。また、来園されるお客様の増加により、直売所および収穫体験の休憩スペースが昨今の新型コロナウイルス感染症対策の3密の概念から、十分な広さを確保できていない状況となっております。つきましては、現在の作業場を拡張させ、お客様に安心して利用頂ける農園づくりをしたいと考えます。そして、従業員にもより安心して働いて頂ける環境づくりになると考えております。増設に伴う新規従業員の採用により、従業員駐車場が少なくなっていることから、拡張の折には、現在の従業員駐車場も広げると共に、荷物等の搬入路の確保を実施したいと存じます。また、パック詰め等の作業がない夏場については、育苗ハウスとしての利用を計画していることから、現在の鉄骨ハウスを増築することで対応することを申し添えます。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷11件、太陽光発電施設1件、工場敷1件ございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。6件ございました。</p>

	報告事項3 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間も1ヶ月以内の農地改良については、市への届出となっております。所在地は、
	から東へ約200m進み、 のそばに位
	置する農地です。申請事由についてですが、周辺農地に比べて土地
	が低く、水がたまってしまい、耕作不能状態だったため、今回農地
	改良を行いました。農地改良後については、畑として利用しネギ、
	さつまいもを作付けするとのことです。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、
	これは県許可のありました3月分でございます。右側の備考欄をご
	覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が6件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 5月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 賃借料情報について
	④ 最適化活動の推進について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和4年 4月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	

